

「海外で戦争する国」にする 集団的自衛権の行使容認に反対します

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

【要望趣旨】

安倍内閣は、これまでの憲法の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するものです。それは、海外での武力行使にたいする憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

この重大な転換を閣議決定で認めることは許されません。一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定です。

私たちは、憲法を破壊する集団的自衛権の行使容認に反対し、以下のことを求めます。

【要望事項】

- 一、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないこと。
- 一、日本国憲法第9条を守り、生かすこと。

氏名	住所

取扱団体●日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 〒540-0004 大阪市中央区玉造2-15-7 USビル2F

【お願い】 お手数ですが、この署名は、最寄りの共産党事務所にお届けいただくか、下記にファックスしていただくようお願いします。日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 Fax 06-6764-9115

「海外で戦争する国」へ 暴走は許さない



安倍首相は自らの私的諮問機関・安保法制懇が海外での武力行使を全面的に認める報告書を出したのを受けて、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権を認める憲法解釈の変更を検討する考えを明確にしました。

安倍首相



集団的自衛権容認へ

集団的自衛権の行使は、日本に対する武力行使がなくても他国のために武力を行使すること、それは「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めを外すことです。

そうなれば、自衛隊が戦闘地域にまで行って米軍とともに戦闘行動に参加することになります。

立憲主義を否定

集団的自衛権行使には世論調査でも多数が反対です（「毎日」19日付では54%が反対）。

一内閣の判断で憲法解釈を自由勝手に変えることは、立憲主義の否定。この方向での閣議決定など断じて許されません。



世論の多数は反対



2014年5月 No.5 (第154号)
発行/日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所

〒540-0004 大阪市中央区玉造2丁目15番7号USビル2F
Tel.06(6764)9111 Fax.06(6764)9115
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を
発表しました。

折り目